

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和4年3月24日

○出席委員（6名）

委員長	坂倉紀男	副委員長	片岡直博
委員	奥村敦	委員	浜口一利
委員	板倉広子	委員	世古安秀

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長
- ・濱口企画財政課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井太	次長兼 議事総務係長	木田崇
議事総務係 書記	岡村なぎさ		

(午後 1時00分 再開)

○坂倉紀男委員長 それでは、少し早いんですが、始めさせていただきます。

議会改革推進特別委員会に引き続き、お疲れさまでございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和4年3月31日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○中村総務課長 総務課長、中村です。よろしくお願いします。

それでは、令和4年3月31日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第73号から議案第74号が令和4年度補正予算議案2件、議案第75号から議案第80号が条例議案6件の8件を提出いたします。

なお、議案第77号から第79号に関する地方税法等の一部を改正する法律が、3月22日に参議院可決されたばかりでありまして、手元に詳細がまだ届いておりません。そろった時点で、合わせて議案書のほうを提出させていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、議案第73号、令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）等について説明させていただきます。

補正予算の概要のほうをご覧ください。

まず、表面です。補正予算の規模ですが、令和4年度一般会計補正予算（第1号）は、保育士等の処遇改善に係る費用、住民税非課税世帯等に対して生活、暮らしの支援を行う費用のほか、新型コロナウイルス感染症からの回復を目指して、観光誘客と消費拡大を図るための費用などを計上しております。

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業で8,238万9,000円、保育所運営給与等管理費で147万1,000円のほか、観光振興事業で4,720万円を計上し、補正後の一般会計予算額は、117億4,600万円となります。

特別会計において、国民健康保険事業で140万円を計上し、補正後の特別会計予算額は、70億2,190万円となります。

主なものについて説明いたします。

4ページをお願いします。

生活困窮者自立支援給付事業として、322万3,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症による日常生活への影響が長期化する中、特例貸付を利用できない世帯の自立を支援する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間が延長されたことから、支給に必要な費用を補正します。

続いて、5ページをお願いします。

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業として、8,238万9,000円を計上しております。住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業について、給付に必要な費用を補正します。

続きまして、7ページをお願いします。

観光振興推進事業として、4,720万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けた経済を回復するため、国や県による全国的な観光キャンペーンが見込まれる中、鳥羽市や伊勢志摩地域が旅先として選ばれるよう、観光誘客、広告宣伝、受入れ強化に重点を置き次の事業に取り組みます。

観光誘客としまして、伊勢志摩広域での誘客と消費拡大を目的とした伊勢志摩観光コンベンション機構が実施する事業に対して負担金を支出します。また、人気キャラクターを活用した観光ツールの作成等を行います。広告宣伝としまして、広告宣伝戦略委員会が実施する本市の特性を生かした観光プロモーション事業に対して支援を行います。受入れ強化としまして、旅館組合や民宿組合が行う宿泊誘客のための地域の特性を生かした魅力向上の取組と受入れ強化事業に対して支援を行います。

補正予算の概要は以上でございます。

続きまして、先ほどの議案一覧表に戻っていただきまして、次のページのほうをご覧ください。

条例議案について説明させていただきます。

議案第75号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、総務課です。人事院勧告に基づき、本市職員の令和4年度以降の期末手当の支給率を年間0.15月分引き下げのため、所要の改正を行うものです。

また併せて、本来、昨年12月期支給分にて調整される予定だった引下げ相当分を令和4年6月期支給分にて調整をするための特例を設けるといいます。

主な内容としましては、管理職員、合計欄0.15の減額、一般職員につきましても、同じく0.15の減額ということになります。四角で囲ってある部分ですけれども、令和4年6月期分のみの特例措置の算出方法ということで、本来であれば12月に、例年ですと人勤で下げることになっておりますけれども、今回は、コロナ禍からの回復途上である経済への影響を懸念してということで、12月の引下げを見送って、6月のほうで合わせて下げるといふような国の方針がございました。ということで、今回特別に令和4年6月期末のほうで、合わせて昨年度分も差し引きするというふうな改正になっております。

続きまして、議案第76号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務課です。

正規職員の支給率を準用している会計年度任用職員の期末手当支給率について、会計年度任用職員の処遇を維持するため、当面の間、同職員の期末手当支給率を据え置く経過措置を設ける。主な内容は、合計支給率プラス1.2月イコール2.4とあるものを、1.25月プラス1.25月イコール2.5月と読み替える。

続きまして、議案第77号、鳥羽市市税条例等の一部改正について、税務課です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。主な内容としまして、市民税ですが、公的年金等受給者の市民税申告義務に係る規定の整備、それから給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について、記載事項に配偶者の氏名を追加するよう改正、住宅ローン控除について、延長及び見直しということで、記載のとおり期限の変更、内容の変更でございます。

固定資産税ですが、激変緩和の観点から、令和4年度分に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅について評価額の2.5%、現行は5%を加算した額とする特例措置を規定します。それから、全般において、引用条項及び本条例の条項のずれを改正します。

続きまして、議案第78号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、税務課です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。主な内容は、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅について、評価額の2.5%、現行5%を加算した額とする特例措置を規定、引用条項のずれを改正です。

続きまして、議案第79号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、市民課です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。課税限度額の引上げということで、63万円から65万円、これは基礎課税額でございます。それから19万円から20万円、これは後期高齢者支援金等課税額でございます。

続きまして、議案第80号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、市民課です。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について所要の改正を行うものです。主な内容は、特例適用期限を3か月延長ということで、令和4年3月31日までを令和4年6月30日までとするものです。

以上で提出議案についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂倉紀男委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、議案の上程等について、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、お手元の令和4年3月31日会議日程（案）、裏面のほうです。ご覧ください。

今回の提出議案は、補正予算議案2件、条例改正議案6件の合計8件です。

初めに、開議後に会議録署名議員の指名を行った後、先ほど総務課長からご説明のありました中から、3月31日の日切れ法案に係る議案第77号、鳥羽市市税条例等の一部改正について及び議案第78号、鳥羽市土地計画税条例の一部改正について、議案第79号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についての3件について一括上程し、提案者の趣旨説明を行っていただき、議案に対する質疑を行った後、委員会への付託を省略させていただき、討論、表決まで先に行いたいと思います。

次に、議案第73号から議案第76号及び議案第80号の5件について一括上程し、提案者の趣旨説明、議案に対する質疑の後、各常任委員会に付託を行います。行政常任委員会を先に行わせていただき、次に予算決算常任委員会を行いたいと考えております。委員会終了後、委員長報告をまとめるために時間を少し取らせていただいた後、議場に戻っていただき、各常任委員長からの報告を行っていただいた後、委員長報告に対する質疑、討論を行った後、表決を行います。

次に、発議第15号としまして、議会報告会並びに意見交換会への議員の派遣についてを上程させていただき、表決、散会といった順にしたいと考えております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○坂倉紀男委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことにつきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂倉紀男委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについては、そのように決定いたします。

続きまして、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

提出予定の議案第77号、鳥羽市市税条例等の一部改正について、議案第78号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、議案第79号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についての3件については、委員会付託を省略いたしたいと考えております。これに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第77号から議案第79号の3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後 1時15分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年3月24日

議会運営委員長 坂 倉 紀 男